

特別養護老人ホーム

(指定介護老人福祉施設)

重要事項説明書

様



SUNNY PLACE

社会福祉法人 心暖まる会

特別養護老人ホーム サニープレイス彦根

当施設は入居者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。当施設の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

法 人 名	社会福祉法人心暖まる会
法人所在地	滋賀県彦根市三津町 446 番地 1
電 話 番 号	0749-47-3577
主 な 事 業	社会福祉事業
代表者氏名	理事長 丸山博樹
設 立 年 月	平成 29 年 1 月 11 日設立

2. 利用施設の概要

施 設 の 種 類	指定介護老人福祉施設（ユニット型）
施 設 の 名 称	特別養護老人ホーム サニープレイス彦根
施設の所在地	滋賀県彦根市三津町 446 番地 1
施 設 の 概 要	構造 鉄骨造、地上 4 階 面積 床面積 1,471.54 m ² 延べ面積 5,885.41 m ²
管 理 者	施設長 青木 克実
電 話 番 号	0749-47-3577
F A X 番 号	0749-47-3578
開 設 年 月	平成 30 年 4 月 1 日
指 定 番 号	2570201380
入 居 定 員	90 人 (90 室)
当施設の理念	人が集い 人が支え合う 心暖まる居場所づくり
当施設の 基 本 方 針	・一人ひとりの有する能力を引き出し、活かせるよう援助する ・プロの自覚を持ち、チームの一員としてサービス向上に努める ・福祉の可能性を見出だし、地域へ発信する
当施設の 運 営 方 針	施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。 回復の見込みが無く、終末期の状態であると医師が医学的に判断した入居者に対して、本人の意思と家族の意向を最大限に尊重し、苦痛の緩和と精神的な支えを中心に施設で最期を迎えられるよう援助を行います。 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、入居者に日常生活を営むため必要な居室及び共用施設等をご利用いただけます。この施設は、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。ご入居される居室は、入居者の心身の状況や居室の空き状況により当施設において決定しますので、ご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	客室	備考
個 室	81 室	エアコン、介護ベッド、クローゼット、ナースコール、洗面台 (1 ユニット：9 室) 1 室 13.26 m ² ～13.87 m ²
個 室 (特別仕様)	9 室	エアコン、介護ベッド、クローゼット、ナースコール、洗面台、洋式トイレ (1 ユニット：1 室) 1 室 18.07 m ²
共 同 生 活 室	9 室	1 ユニット 1 か所 (アイランド型キッチン)
共 同 ト イ レ	27 室	1 ユニット 3 か所
浴 室	5 室	1 ユニット 1 か所 (各 個浴 1 台、機械浴 1 台)
機 械 浴 室	1 室	シャワーベッド 1 台
流 水 浴 室	1 室	流水浴槽アクアレビューtype-A 1 台
洗 濯 室	9 室	4 ユニット 洗濯機 8 台
医 務 室	1 室	
相 談 室	4 室	各フロア 1 室、2 階 2 室
応 接 室	1 室	机 2 台、椅子 6 脚
交 流 ス ペ ース	1 室	A : 299.88 m ² B : 214.62 m ² A B : 514.5 m ² (約 156 坪) マイクシステム、机 20 台、椅子 123 脚
ボランティア室	1 室	机 6 台、椅子 18 脚、キッチン、冷蔵庫
会 議 室	1 室	机 1 台、椅子 10 脚

4. 職員の配置状況と勤務体制

当施設では、入居者に対して、指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

配 置 職 員 数	職種	配置	備考
	施 設 長	1 名	施設業務の統括、職員の指揮監督を行います。
	医 師	1 名	健康管理及び療養上の指導を行います。
	生 活 相 談 員	1 名以上	生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
	介 護 職 員	50 名以上	生活上の介護及び健康保持のための相談助言等を行います。
	看 護 職 員	6 名以上	入居者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
	管 理 栄 養 士	1 名以上	状態にあった食事の献立の作成及び、他の職種の者と共同して、摂食機能を考慮した栄養マネジメントを行います。
	機能訓練指導員	1 名以上	機能訓練指導員として他の職種の者と共同して機能訓練及び個別機能訓練計画作成を行います。
	介護支援専門員	1 名以上	入居者に係る施設サービス計画を作成します。
	事 務 員	3 名以上	庶務及び会計事務を行います。
	補 助 員	若干名	施設清掃及び食事製造補助を行います。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、通常 9 割、8 割又は 7 割が介護保険から給付されます。

「特別養護老人ホーム サニープレイス彦根 利用料金表」(後記)をご参照ください。

区分	提供サービスの概要
入 浴	・入浴は週 2 回以上行います。ただし、状況に応じシャワー浴及び清拭となる場合があります。 ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
排 泄	・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機 能 訓 練	・入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
健 康 管 理	・医師や看護職員が、健康管理を行います。
栄 養 管 理	・入居者の心身の状況に応じた内容、形態での食事を提供致します。 ・管理栄養士が、栄養管理を行います。
相 談 及 び 援 助	・生活相談員は、常に入居者の心身の状況・病状・その置かれている環境などの的確な把握に努め、入居者又はその家族に対しその相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。
自 立 へ の 支 援	・食事や水分の摂取、食後の口腔ケア、適切な排泄を通して健康に留意し快適な生活が送れるように援助します。 ・夜間、十分な睡眠が取れるよう援助します。 ・寝たきり防止のため、できる限り離床を促します。 ・適切な整容や入浴、更衣を行い、清潔な生活が送れるよう援助します。 ・地域の方、家族の方、入居者も一緒になって参加出来ることを取り入れ社会交流や親睦を深めます。
認 知 症 ケ ア	・認知症傾向がある入居者の尊厳に配慮した支援をします。 ・季節行事やレクリエーション・アクティビティを積極的に行い、認知症の進行予防を図りながら、生き甲斐を持って過ごせるよう支援します。
看 取 り 介 護	・入居者の尊厳と権利を守ることに充分配慮しながら援助します。 ・多職種が共同して、看取り介護に関する計画書を作成し提示します。 ・看取り介護中であっても、家族が希望される場合は、病院へ入院していただくことも可能です。 ・緊急連絡体制に基づき 24 時間看護師との連絡体制が確保されています。 ・心肺停止時は嘱託医又は主治医が死亡確認を行います。日中医師が職務中など直ちに診断出来ない場合もあります。その際はお待ちいただくこともあります。 ・看取り介護については入居の際説明させていただきますが、終末期と判断された時点で、再度ご家族に説明させていただきます。その上で内容をご確認の上、同意書をいただきます。

(2) (1) 以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。但し、介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額とします。

区分	提供サービスの概要
居 室 の 提 供	・全室個室を提供します。
食 事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養及び入居者の身体の状態並びに嗜好を考慮した食事を提供します。 ・入居者の自立支援のため、離床のうえ各ユニットで食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間) 下記は目安とし、入居者の生活リズムを考慮します。 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
特 別 な 食 事	・入居者のご希望に基づいて、特別な食事を提供します。
お や つ	・15:00 施設が準備するおやつを提供します。(目安)
電気器具の使用	・入居者の希望により、個別に電気器具を使用することができます。
理美容サービス	・理美容師の出張により、実費にて理美容サービスを実施しております。 利用期間中に行われる場合で、ご希望の方はお申し出ください。
複写物の交付	・サービス提供についての記録はいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
貴 重 品 管 理 サ ー ビ ス 等	・入居者の希望により、貴重品管理サービス等をご利用いただけます (お預かりするもの：預貯金通帳と金融機関への届出印等) ・入院時等において預かり金等保管管理をしている場合は、利用料金を請求させていただきます。
嗜 好 品 等 の 購 入 サ ー ビ ス	・嗜好品、化粧品、シェーバー、乾電池などで個人の使用に限られるものについては随時、購入代行いたします。この場合の代金は施設が立替をさせていただきます、当月の利用料金の支払い時に精算させていただきます。
レクリエーション 外 出	・ご希望により、レクリエーションへの参加や外出をしていただくことができます。

※上記以外に入居者の希望により提供するサービスについては、利用料金をお支払いいただきます。
詳しくは、「特別養護老人ホーム サニープレイス彦根 料金表」をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、当月の利用料金等の合計金額を請求書に明記し、入居者及びご家族が指定するご住所に請求明細書を送付いたします。

請求させていただくサービス利用料金は、介護保険請求額の1割、2割又は3割の自己負担額と入居費等の実費負担額の合計額となりますが、要介護認定手続中や更新手続中の場合、介護保険請求の1割、2割又は3割の自己負担額が翌月の請求となる場合がありますので予めご了承ください。

お支払いについては、請求月の月末日締め翌月27日(休日の場合は翌営業日)に入居者が事前に指定された金融機関の口座より請求金額を自動引き落としさせていただきます。

ただし、自動引き落としの手続きが完了するまでの間(当初ご入居契約の月を含む約2か月間)につきましては、請求書が到着後10日以内に、下記口座に請求金額をお振込みください。

なお、振込手数料は、入居者のご負担となりますので予めご了承ください。
後日確認後、領収書を送付させていただきます。

当初約 2 か月間お振込みいただく口座
滋賀銀行 高宮支店（４４３） 普通預金口座 No4 7 1 0 8 3 社会福祉法人 心暖まる会
※振込人氏名は、入居者のお名前にてお振込願います。

(4) 入居中の医療の提供について

原則として、下記の嘱託医（主治医）による定期回診で医療の提供を行います。嘱託医の診療時間外の対応や特別な診療については、入居者及びご家族の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療、入院治療を義務づけるものではありません。）

診療に係る医療費は別途自己負担となります。

① 嘱託医（主治医）	所在地・連絡先
かわせ駅前内科・呼吸器内科クリニック	住所：滋賀県彦根市南川瀬町 1480-52
医師：伊部 邦宏	TEL：0749-49-2262
② 協力医療機関	所在地・連絡先
公益財団法人豊郷病院	住所：滋賀県犬上郡豊郷町八目 12
	TEL：0749-35-3001
医療法人恭昭会 彦根中央病院	住所：滋賀県彦根市西今町 421
	TEL：0749-23-1211
③ 協力歯科医療機関	所在地・連絡先
エムデンタルオフィス	住所：滋賀県松原町 1435-111
	TEL：0749-21-5212
三希子歯科	住所：滋賀県彦根市西今町 21-1
	TEL：0749-26-5069

6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約の終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、退居していただくことになります。

① 要介護認定により、要介護 1 又は 2 と判定され、特例入所の要件に該当しない場合及び要支援又は自立と判定された場合
② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
③ 当施設の滅失や重大な毀損により入居者に対するサービス提供が不可能になった場合
④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ 入居者から退居の申し出があった場合（詳細は以下参照）
⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下参照）
⑦ 入居者が死亡した場合

(1) 入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者から退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の1か月前までに解約届出書を提出してください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除のうえ、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入居者が入院された場合
- ③ 当事業者、又は職員が正当な理由なく契約に定める指定介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 当事業者、又は職員が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 当事業者、若しくは職員が故意又は過失により、入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、又は傷つける具体的な恐れがある場合において、当事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 当事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者によるサービス利用料金の支払が2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ 入居者、身元引受人、又はその家族等が、故意又は重大な過失により当事業者又は職員、若しくは他の入居者の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者、身元引受人、又はその家族等の行動が他の入居者や職員の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、入居者が重大な自傷行為を行うなど、契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ 入居者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、又は入院した場合
- ⑥ 入居者が介護老人保健施設等に入所した場合

(3) 入居者が病院等に入院された場合の対応について

入居者が入院（外泊を含む）された場合の対応は、以下のとおりとなります。

① 3ヶ月以内の入院の場合

当初から3ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。しかし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合など、退院時に施設の受入が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

※検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

退院後再び当施設に入居することが出来ます。

②3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月を超えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。
但し、契約を解除した場合であっても3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入居できるよう努めます。しかし、当施設が満室の場合には、短期入所生活介護を利用できるように努めます。

③3ヶ月を超えて入院した場合

3ヶ月を超えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(4) 円滑な退居のための援助

入居者が当施設を退居する場合には、入居者の希望により、当施設は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を速やかに行います。

- 適切な病院、若しくは診療所又は介護老人保険施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. サービス提供における事業者の義務

当施設は、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② 入居者体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、入居者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、入居者に対して、運営規程に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、完結の日から2年間保管するとともに、入居者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ 入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は職員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)ただし、入居者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に入居者の心身等情報を提供します。また、入居者の円滑な退居のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、入居者の同意を得て行います。

8. 身元引受人

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

しかしながら、入居者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入居契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。

- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、入居者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、入居者の利用料等の経済的な債務については、入居者と連携してその債務の履行義務を負うことになります。また、こればかりではなく、入居者が医療機関に入院する場合や当施設から退居する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行い、更には、当施設と協力、連携して退居後の入居者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。
- (4) 入居者が入居中に死亡した場合においては、そのご遺体や残留品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、又は高価品は除外します）の引き取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。（原則として、当施設でのご葬儀はできません。）

貴重品として、当施設が預かっている物、及び金銭や預金通帳、その他高価品などは残置品には含まれず、相続手続に従って、その処理を行うことになります。

また、入居者が死亡されていない場合でも、入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の残置品を入居者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引き取り等の処理にかかる費用については、入居者又は身元引受人にご負担いただくことになります。

- (5) 身元引受人が死亡又は破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、入居者にご協力をお願いする場合があります。
- (6) 身元引受人がご希望された場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。

9. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、入居者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

10. 苦情やご相談の受付について

- (1) 当施設における苦情やご相談の受付

苦情・相談受付担当	生活相談員、介護支援専門員
電話番号	0749-47-3577
FAX 番号	0749-47-3578
受付時間	9：00～17：00（毎週 月～金曜日）
受付場所	滋賀県彦根市三津町 446-1

- 苦情解決責任者 施設長 青木 克実

(2) 行政機関その他苦情・相談受付機関

彦根市 福祉保健部高齢福祉推進課 地域包括支援係	所在地 電 話 F A X	滋賀県彦根市元町 4 番 2 号 0749-23-9660 0749-30-9231
滋賀県 国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 電 話 F A X	滋賀県大津市中央 4 丁目 5-9 077-522-0065 077-510-6606
滋賀県 健康医療福祉部 医療福祉推進課	所在地 電 話 F A X	滋賀県大津市京町 4 丁目 1-1 077-528-3523 077-528-4851

11. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、以下の物は原則として持ち込むことができません。

- 例) ・冷蔵庫等の大型電気器具及び大きな家具
・ストーブ、コンロ等の火気を伴う器具
・ペット類
・その他、施設長が認めないもの

(2) 面会

- | | | | |
|-------|------|---------------|---------|
| 1) 通常 | 面会時間 | 10：00 ～ 12：00 | |
| | | 13：00 ～ 17：00 | |
| オンライン | 面会時間 | 10：00 ～ 12：00 | (事前予約制) |
| | | 13：00 ～ 17：00 | (事前予約制) |

面会予約はオンライン予約にて受付しており、最大 1 月前から前日 18 時まで可能です。

来訪者は、必ずその都度、2階受付にて「面会届」にご記入ください。

なお、入居者へのおみやげとして食べ物を持参される場合は、食事の摂取量に関りますので、必ず介護職員にその旨をお知らせください。

2) 感染症に伴う感染拡大防止のため、面会制限を設けさせていただく場合がございます。

その際は、通常面会を中止し、オンライン面会等の対応とさせていただきます。面会制限中であっても看取り介護の入居者は、「看取り対応の方の面会マニュアル」に基づき事前予約にて面会を実施させていただきます。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。

葬儀への参列など、緊急やむを得ない場合は届出が当日になってもかまいません。

また、長期外泊をする場合は事前にご相談ください。

(4) 食事

食事が不要な場合は7日前までに申し出てください。

(朝、昼、夕の全食とらない場合の食事に係る標準自己負担額はかかりません。)

(5) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられるにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入居者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことは出来ません。

(6) 飲酒・喫煙

施設として、できる限り制限はしないよう努力いたしますが以下のような場合、何らかの制限を加えさせていただきますのでご了承ください。

- ・火の不始末や酩酊することが確認、又は予見される場合
- ・第3者に対してむやみにタバコや酒類を提供する場合
- ・異食（タバコを食べるなど）や多飲が確認、又は予見される場合
- ・喫煙場所を遵守していただけない場合
- ・その他施設運営上必要と認められた場合

(7) 金銭・貴重品の管理

多額の現金を所持することは避けていただくようお願いいたします。万一、入居者が現金を所持しており、その現金が紛失した場合の責任は負いかねます。その他貴重品等においても、必要最小限にとどめていただき、同品の紛失・破損等についても責任は負いかねます。

(8) 宗教活動・その他の署名活動など

施設内では理由の如何を問わず宗教活動、あらゆる団体の勧誘活動、署名活動などを行うことを禁止いたします。

(9) 職員への心遣いのお断り

職員に対する金品によるお心遣いについては一切お断りいたします。施設の方針として皆様からのお届け物、お土産などについてはお受けいたしませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

12. 損害賠償について

- (1) 当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、入居者側に故意又は過失が認められる場合において入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

- (2) 事業者は、自己の責に記すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ・入居者（その家族、身元引受人等含む）が契約締結に際し、心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ・入居者（その家族、身元引受人等も含む）がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ・入居者が事業者、又はサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

13. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1. あり	実 施 日	
		評価機関名称	
	2. なし	結 果 の 開 示	1 あり 2 なし

附則

- ①この重要事項説明書は、平成 29 年 3 月 5 日から施行する。
- ②平成 30 年 8 月 31 日 改正
- ③平成 30 年 11 月 19 日 改正
- ④令和 1 年 9 月 26 日 改正
- ⑤令和 1 年 11 月 28 日 改正
- ⑥令和 3 年 4 月 1 日 改正
- ⑦令和 5 年 6 月 1 日 改正
- ⑧令和 6 年 4 月 1 日 改正
- ⑨令和 6 年 7 月 1 日 改正
- ⑩令和 6 年 8 月 1 日 改正
- ⑪令和 7 年 4 月 1 日 改正

介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム サニープレイス彦根

説明者職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

本人 (住所)
(氏名)
(署名代行者)

本人代理人 (住所)
(氏名)
(ご本人との続柄)

身元引受人 (住所)
(氏名)
(ご本人との続柄)

身元引受人 (住所)
(氏名)
(ご本人との続柄)

特別養護老人ホーム サニープレイス彦根

利 用 料 金 表

1 食費・居住費の費用

(1) 介護保険負担限度額認定者以外

料金の種類	金額
食事の提供に要する費用	1日あたり 1,650 円/日
居住に要する費用	ユニット型個室 3,500 円/日

(2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額
食事の提供に要する費用	第1段階認定者 300 円/日
	第2段階認定者 390 円/日
	第3段階認定者① 650 円/日
	第3段階認定者② 1,360 円/日
居住に要する費用	第1段階認定者 ユニット型個室 880 円/日
	第2段階認定者 ユニット型個室 880 円/日
	第3段階認定者 ユニット型個室 1,370 円/日

2 介護老人福祉施設サービス費 【基本】全室ユニット型個室 (1日あたりの単位数又は料金)

要介護度	単位数	サービス 利用料金	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要介護1	670 単位	6,880 円	688 円	1,376 円	2,064 円
要介護2	740 単位	7,599 円	760 円	1,520 円	2,280 円
要介護3	815 単位	8,370 円	837 円	1,674 円	2,511 円
要介護4	886 単位	9,099 円	910 円	1,820 円	2,730 円
要介護5	955 単位	9,807 円	981 円	1,962 円	2,943 円

【例】 サービス利用料 ＋ 食事費用 ＋ 居住費用

介護認定	所得段階	居住費	食費	介護保険負担 単位数	1割負担		2割負担		3割負担	
					1日の金額	1ヶ月の金額	1日の金額	1ヶ月の金額	1日の金額	1ヶ月の金額
要介護 1	第1段階	880	300	670	1,868	56,040	2,556	76,680	3,244	97,320
	第2段階	880	390		1,958	58,740	2,646	79,380	3,334	100,020
	第3段階①	1,370	650		2,708	81,240	3,396	101,880	4,084	122,520
	第3段階②	1,370	1,360		3,418	102,540	4,106	123,180	4,794	143,820
	第4段階	3,500	1,650		5,838	175,140	6,526	195,780	7,214	216,420
要介護 2	第1段階	880	300	740	1,940	58,200	2,700	81,000	3,460	103,800
	第2段階	880	390		2,030	60,900	2,790	83,700	3,550	106,500
	第3段階①	1,370	650		2,780	83,400	3,540	106,200	4,300	129,000
	第3段階②	1,370	1,360		3,490	104,700	4,250	127,500	5,010	150,300
	第4段階	3,500	1,650		5,910	177,300	6,670	200,100	7,430	222,900
要介護 3	第1段階	880	300	815	2,017	60,510	2,854	85,620	3,691	110,730
	第2段階	880	390		2,107	63,210	2,944	88,320	3,781	113,430
	第3段階①	1,370	650		2,857	85,710	3,694	110,820	4,531	135,930
	第3段階②	1,370	1,360		3,567	107,010	4,404	132,120	5,241	157,230
	第4段階	3,500	1,650		5,987	179,610	6,824	204,720	7,661	229,830
要介護 4	第1段階	880	300	886	2,090	62,700	3,000	90,000	3,910	117,300
	第2段階	880	390		2,180	65,400	3,090	92,700	4,000	120,000
	第3段階①	1,370	650		2,930	87,900	3,840	115,200	4,750	142,500
	第3段階②	1,370	1,360		3,640	109,200	4,550	136,500	5,460	163,800
	第4段階	3,500	1,650		6,060	181,800	6,970	209,100	7,880	236,400
要介護 5	第1段階	880	300	955	2,161	64,830	3,142	94,260	4,123	123,690
	第2段階	880	390		2,251	67,530	3,232	96,960	4,213	126,390
	第3段階①	1,370	650		3,001	90,030	3,982	119,460	4,963	148,890
	第3段階②	1,370	1,360		3,711	111,330	4,692	140,760	5,673	170,190
	第4段階	3,500	1,650		6,131	183,930	7,112	213,360	8,093	242,790

加算項目	単位数	1 割 負担	2 割 負担	3 割 負担	算定備考
★夜勤職員配置加算 (Ⅱ) ロ	18 単位/日	19 円/日	37 円/日	56 円/日	夜勤勤務時間帯に常勤換算方式で、夜勤職員数基準を1名以上上回って配置
★看護体制加算 (Ⅰ) ロ	4 単位/日	5 円/日	9 円/日	13 円/日	常勤の看護師を1名以上配置した場合
★看護体制加算 (Ⅱ) ロ	8 単位/日	9 円/日	17 円/日	25 円/日	常勤の看護師を1名以上配置及び看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合 常勤換算方式で、入所者数が25又はその端数を増すごとに1人以上。看護職員の数が、施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上
★個別機能訓練加算 (Ⅰ)	12 単位/日	13 円/日	25 円/日	37 円/日	・常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置 ・多職種が共同して、個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施、評価を行う ・開始時及び3か月に1回以上、入居者に個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する
★個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20 単位/月	21 円/月	41 円/月	62 円/月	・(Ⅰ)に加え、・LIFEを活用する (Ⅰ)(Ⅲ)併算可
★個別機能訓練加算 (Ⅲ)	20 単位/月	21 円/月	41 円/月	62 円/月	・個別機能訓練加算(Ⅱ)の算定 ・口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定 ・入居者ごとに、理学療法士等が情報を共有していること ・個別機能訓練計画の見直しを行い、理学療法士等の関係職種間で共有していること (Ⅱ)(Ⅲ)併算可
★日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	46 単位/日	48 円/日	95 円/日	142 円/日	直近6ヶ月又は12ヶ月の新規入居者の内、 ・要介護4・5の方が70%以上 ・認知症のある方が65%以上 ・医療行為を必要とする方が15%以上 何れか満たし、直近3ヶ月間の職員体制において介護福祉士を6:1以上配置している場合
★若年性認知症利用者 受入加算	120 単位/日	124 円/日	247 円/日	370 円/日	若年性認知症利用者、個別に担当者を定め、担当者を中心に利用者の特性やニーズに合わせたサービスを提供した場合
★初期加算	30 単位/日	31 円/日	62 円/日	93 円/日	入居日から30日間。入院(1か月以上)後、再び入居した場合も同様
★安全対策体制加算	20 単位/回	21 円/回	41 円/回	62 円/回	・事故発生防止のための指針の整備 ・事故発生時等における報告・改善策を周知する体制整備 ・事故発生防止のための委員会設置、職員に対する研修及び外部の研修を受けた担当者の設置
★入院・外泊時加算	246 単位/日	253 円/日	506 円/日	758 円/日	入院及び外泊された場合、月6日を限度
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250 単位/回	257 円/回	514 円/回	771 円/回	・医療機関へ退所する入居者等の情報を入居者等の同意を得て提供した場合 ・1人につき1回限り算定

★自立支援促進加算	280 単位/月	288 円/月	575 円/月	863 円/月	・医師が入所者ごとに、必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3ヵ月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定に参加 ・多職種が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実践 ・医学的評価に基づき、少なくとも3か月に1回、入居者ごとに支援計画を見直す ・LIFEを活用する
★科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	50 単位/月	52 円/月	103 円/月	154 円/月	・LIFEを活用する - 全入居者の心身の基本的な情報をLIFEへ全て提出 - LIFEからのフィードバックに基づき実施
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100 単位/月	103 円/月	206 円/月	309 円/月	・(Ⅱ)の要件を全て満たし、成果が確認されていること ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入 ・職員間の適切な役割分担の取組等を行っている
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10 単位/月	11 円/月	21 円/月	31 円/月	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や改善活動を継続的にしていること ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入 ・1年以内毎に1回、データの提供を行うこと
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 単位/月	11 円/月	21 円/月	31 円/月	・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制の確保 ・協力医療機関等と一般的な感染症発生時等の対応を取り決めるとともに、発症時等に連携し適切に対応していること ・医療機関又は地域の医師会が行う感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 単位/月	6 円/月	11 円/月	16 円/月	・医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実施指導を受けていること
新興感染症等施設療養費	240 単位/日	247 円/日	493 円/日	740 円/日	・別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に医療機関を確保し、かつ、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合 ・1月に1回、連続5日を限度
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3 単位/日	3 円/日	6 円/日	9 円/日	・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が入居者の100分の50以上 ・認知症介護実践リーダー研修修了者を日常生活自立度Ⅱ以上の者が20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 ・認知症ケアに関する会議を定期的に開催

認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	150 単位/月	154 円/月	308 円/月	462 円/月	・①注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上 ・②指導に係る専門的な研修を修了した者を1名以上配置、対応チームを組んでいること ・③評価を計画的に行い、チームケアを実施 ・④カンファレンスの開催、計画作成、敵的な評価、振返り、計画の見直し等を行っている
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	120 単位/月	124 円/月	247 円/月	370 円/月	・加算(Ⅰ)の①③④を満たす ・研修を修了している者を1名以上配置し、対応チームを組んでいる
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200 単位/日	206 円/日	411 円/日	617 円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に入居することが適当であると判断した利用者に対し入居サービスを行った場合 (入居日から7日を限度)
★栄養マネジメント強化加算	11 単位/日	12 円/日	23 円/日	34 円/日	・管理栄養士を入居者の数を50で除して得た数以上の常勤換算数を配置 ・低栄養状態のリスクが高い入居者に対して、栄養ケア計画に従い、食事観察を週3回以上行う ・LIFEを活用する
★療養食加算	6 単位/回	7 円/回	13 円/回	19 円/回	医師の指示のもと、治療の一環として食事を提供した場合 (1日3食を限度とし、1食を1回とする)
退所時栄養情報連携加算	70 単位/回	72 円/回	144 円/回	216 円/回	・管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報提供 ・1月につき1回を限度として算定
再入所時栄養連携加算	200 単位/回	206 円/回	411 円/回	617 円/回	入居者が医療機関に入院し、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の導入等)であって、施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導を受け、再入居後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該施設へ再入居した場合(1回限り)
★経口維持加算(Ⅰ)	400 単位/月	411 円/月	822 円/月	1,233 円/月	摂食機能障害、誤嚥が有ると認定しうる場合、経口による食事を継続できるようにするための経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示の下で、管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合
★口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 単位/月	113 円/月	226 円/月	339 円/月	・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し、口腔ケアを月2回以上行う ・歯科衛生士が、上記口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行う ・LIFEを活用する

★褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	3 単位/月	3 円/月	6 円/月	9 円/月	・入居時に評価するとともに、3 か月に 1 回評価を行い、LIFE を活用する ・上記の結果、リスクがある入居者ごとに、多職種が共同して、褥瘡ケア計画を作成 ・褥瘡ケア計画に従い管理実施し、定期的に記録 ・3 か月に 1 回褥瘡ケア計画の見直し
★褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	13 単位/月	14 円/月	27 円/月	40 円/月	・(Ⅰ)に加え、入居時等の評価の結果、リスクのある入居者について、褥瘡が発生のないこと (Ⅰ)と併算不可
★排せつ支援加算(Ⅰ)	10 単位/月	11 円/月	21 円/月	31 円/月	・医師又は看護師が入所時に評価するとともに、3 ヶ月に 1 回評価を行い、LIFE を活用する ・上記の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種が共同して、支援計画を作成し、実施 ・3 か月に 1 回支援計画の見直し (Ⅱ)(Ⅲ)併算不可
排せつ支援加算(Ⅱ)	15 単位/月	16 円/月	31 円/月	47 円/月	・(Ⅰ)に加え、排尿・排-便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない ・又は、おむつ使用ありから使用なしに改善 (Ⅰ)(Ⅲ)併算不可
排せつ支援加算(Ⅲ)	20 単位/月	21 円/月	41 円/月	62 円/月	・(Ⅰ)に加え、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない ・かつは、おむつ使用ありから使用なしに改善 (Ⅰ)(Ⅱ)併算不可
A D L維持等加算(Ⅰ)	30 単位/月	31 円/月	62 円/月	93 円/月	・対象期間 6 か月超の利用者が 10 名以上 ・B I で初回と 7 か月目に測定し LIFE へ提出 ・(Ⅰ) 調整済 ADL 利得 平均値 1 以上 ・(Ⅱ) 調整済 ADL 利得 平均値 3 以上 平均値は、上位・下位 10%を除外する ・評価対象期間(12 か月)が終了し、要件を満たした場合、翌月から 12 か月間算定
A D L維持等加算(Ⅱ)	60 単位/月	62 円/月	124 円/月	185 円/月	
協力医療機関連携加算	50 単位/月	52 円/月	103 円/月	154 円/月	・協力医療機関が、基準の要件を満たす ・協力医療機関と 1 回/月以上の会議の開催
★看取り介護加算Ⅰ (死亡日前 31～45 日)	72 単位/日	74 円/日	148 円/日	222 円/日	・常勤の看護師を 1 名以上配置し、24 時間連絡できる体制を確保 ・看取りに関する指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得る ・多職種による協議の上、適宜、指針の見直しを行う ・看取りに関する職員研修を実施 ・看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮
★看取り介護加算Ⅰ (死亡日前 4～30 日)	144 単位/日	148 円/日	296 円/日	444 円/日	
★看取り介護加算Ⅰ (死亡日前 2～3 日)	680 単位/日	699 円/日	1,397 円/日	2,095 円/日	
★看取り介護加算Ⅰ (死亡日)	1,280 単位/日	1,315 円/日	2,629 円/日	3,944 円/日	
★福祉・介護職員等処遇改善 加算(Ⅰ)	当該月のサービス費の総単位数にサービス別加算率(14.0%)を乗じた単位数(四捨五入)を加算(令和 6 年 6 月より算定開始)				

※上記の料金表には、各サービス項目の単位数に地域区分・6 等級地単価(10.27 円)を乗じた金額の 1 割又は 2 割、3 割(自己負担相当額)分の額を表示しています。

※★印は、届出済又は算定条件を満たしている加算項目を表しております。

3 その他の費用

料金の種類	金額（税込）
個室（特別仕様）	200 円／日
特別な食事の費用	要した費用の実費（入居者のご希望により）
おやつ代	100 円／日
預かり金管理料	2,000 円／月
理美容代	要した費用の実費（入居者のご希望により）
電気器具の使用料	1 品目につき 50 円／日 電気カミソリ 500 円／月
複写物の交付費	20 円／回
レクリエーション・クラブ費	要した費用の実費
買物代行費	500 円／月
文書料	1,000 円／通（入居証明書等）
死後の処置・清拭代	10,000 円／回
他 特別な物品を使用した場合	要した費用の実費